

前回（第4回＝平成20年度第1回）施策調査専門委員会の意見要旨

検討内容	委員会における主な意見要旨	県の対応案
森林モニタリング （対照流域法等調査）について	<p>（原委員） 生物調査は重要だが、生物の変化の現れ方は緩慢であり、その扱いをどのような形で、科学的に納得できる形にするのが大事。</p>	<p>「対照流域モニタリング調査会」の中で検討していく。</p>
	<p>（浅枝委員） 事業の効果を対外的に説明する必要があるので、小まめに測る項目を検討した方が良い。（水量を測定して、ほとんど変わらない場合、土壌水分量で測定するなど。）</p>	<p>連続測定する項目と、間接的に目に見える項目（林床植生や土壌生物）を選んで、これと水量や水質の変化との関連性を説明することを工夫したい。</p>
河川モニタリング について	<p>（原委員） 生物調査において、その生息場所の特徴が重要であり、水生生物と底質をつなぐ調査が必要。</p>	<p>生息場所について、底生動物調査などに周辺環境も含めた河床の状況などの調査を実施する。</p>
	<p>（古米委員） ダム上流の調査地点を増加したことは良いが、河川調査の中で、水質や生物の調査も重要だが、水量の変化が重要。</p>	<p>40調査地点について、水量も測定する。今回（第5回）の資料で明記した。</p>
	<p>（原委員） 両生類は指標生物として非常に重要であり、両生類の調査を盛り込むべき。</p>	<p>両生類の調査を追加した。今回（第5回）の資料で明記した。</p>
	<p>（古米委員） 渓流については、水質よりも水量と濁度を、集中的に継続的に調査すべき。</p>	<p>渓流地点を綿密に調査するために、河川モニタリング調査とは別個に検討する。今回（第5回）、その案を示す。</p>

個別事業(1～9番)について	(古米委員) 渓畔林整備事業の植生調査と、溪流の調査を併せて実施すれば良い。	溪流地点の調査を別途検討するが、実施する場合、森林整備事業の箇所の近傍で実施することは可能。
	(浅枝委員) 河川・水路等の自然浄化対策の調査について、測定内容を考えた方が良い。普通に測定して、効果が分からないという結果になりかねない。	

GIS・画像作成について	(木平委員) 森林の整備のデータベースとして、どのような体系で整理・蓄積・保存するのか。	今回(第5回)情報整理の考え方を整理し、資料を作成したので、その案を示す。
	(木平委員)(古米委員) 県有林や国有林の管理・整備についても、表示しなければ、水源に関して効果があるのか否か分からない。	
	(古米委員) 県民は、事業の実施により水源がどれだけ良くなったのかを、GIS等で分かりやすく知りたいのであり、水質の改善や水源の水量の安定の結果が将来的には出てこなければならぬ。	